

令和6年4月

保護者様

船橋市立夏見台小学校
校長 小原 正之

感染症による出席停止について

右記の表にあるような学校感染症にかかり、医師がその必要があると診断した場合は、出席停止となり、医師の登校許可が出るまでは登校できません。

この用紙を大切に保管し、コピーをして使用していただくか、学校ホームページからダウンロードし、印刷して使用してください。

また、学校の事務室にも用意してありますのでご来校の上、お受け取りください。

〈手続きの流れ〉

- ① 医師の診察を受け、出席停止の診断・指示を受けたら、すぐに学校へ欠席の連絡をしてください。そのときに、診断を受けた病名と出席停止の指示を受けたことをお伝えください。
(夏見台小学校 Tel 047(438)2000)
- ② 医師の判断によりすでに感染の恐れはなく、登校に支障がないものと認められましたら、「登校報告書」に保護者の方が必要事項を記入し、学級担任へ提出してください。

※「登校報告書」は、お子様が登校する際に持参し、学級担任へ提出するようお願いいたします。やむを得ず、提出が遅れてしまう場合は、登校後できるだけ早く提出していただくようお願いいたします。

※コロナウイルス関連についての出欠席等の扱いについては、ほけんだより4月号をご覧ください。

令和6年4月

保護者様

船橋市立夏見台小学校長

出席停止のお知らせ

学校感染症と診断された場合、病気の悪化を防ぐためや、他の児童生徒への感染予防を考慮し、学校保健安全法により登校することができません。

この場合の欠席は欠席日数には入りませんので、医師の治療を受け自宅にて十分療養してください。

なお療養後は、医師の指示に基づき、下の「登校報告書」に**保護者が必要事項を記入**し、学級担任に提出するようお願いいたします。

〈主な感染症の出席停止期間〉

| | |
|-------------------------------------|--|
| インフルエンザ | 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 |
| 新型コロナウイルス | 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで。 |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで。 |
| 風しん（3日ばしか） | 発しんが消失するまで。 |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。 |
| 急性出血性結膜炎 | |
| その他の感染症（溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎など） | *手足口病、伝染性紅斑（りんご病）は医師が必要と認めた場合は出席停止となる。 |

キリトリ

登校報告書

年 月 日

船橋市立夏見台小学校長 様

- 1 病名 _____
- 2 医療機関名 _____
- 3 出席停止期間 _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 月 _____ 日 ()

上記の疾患は、医師の判断によりすでに感染の恐れはなく、登校に支障がないものと認められたので報告します。

年 組 児童氏名 _____

保護者名 _____